

### 3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

#### 推奨環境の準備

電子調達システム [https://www.geps.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.geps.go.jp/how_to_use)  
調達ポータル [https://www.p-portal.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.p-portal.go.jp/how_to_use)

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記 URL をご確認ください。

#### 電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS) では電子証明書を利用した認証を行っています。政府電子調達 (GEPS) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。

なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

#### 【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
株式会社NTTネオメイト (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
東北インフォメーションシステムズ株式会社 (TOINX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×

\*日本電子認証 (法人認証カードサービス)

#### 利用者登録

<https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記URLに掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「事業者・利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「事業者・利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 (代理人)」をご確認ください。

#### お問合せ先

■ 不明な点については、右記 [電子調達システム](https://www.geps.go.jp/faq/all) <https://www.geps.go.jp/faq/all>  
URLのFAQをご参照ください。 [調達ポータル](https://www.p-portal.go.jp/faq/all) <https://www.p-portal.go.jp/faq/all>

■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

[電子調達システム](#) [ナビダイヤル](#) ☎0570-014-889 [IP電話等](#) ☎017-731-3177  
[調達ポータル](#) [ナビダイヤル](#) ☎0570-000-683 [IP電話等](#) ☎017-731-3351

受付時間：平日 8時30分～18時30分 (国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)  
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により電子調達システムが利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



## 政府電子調達 (GEPS)

調達情報の確認・入札等を、  
インターネットを利用して行うことができます。



平成30年10月から新しく「調達ポータル」サイトがオープンしました。

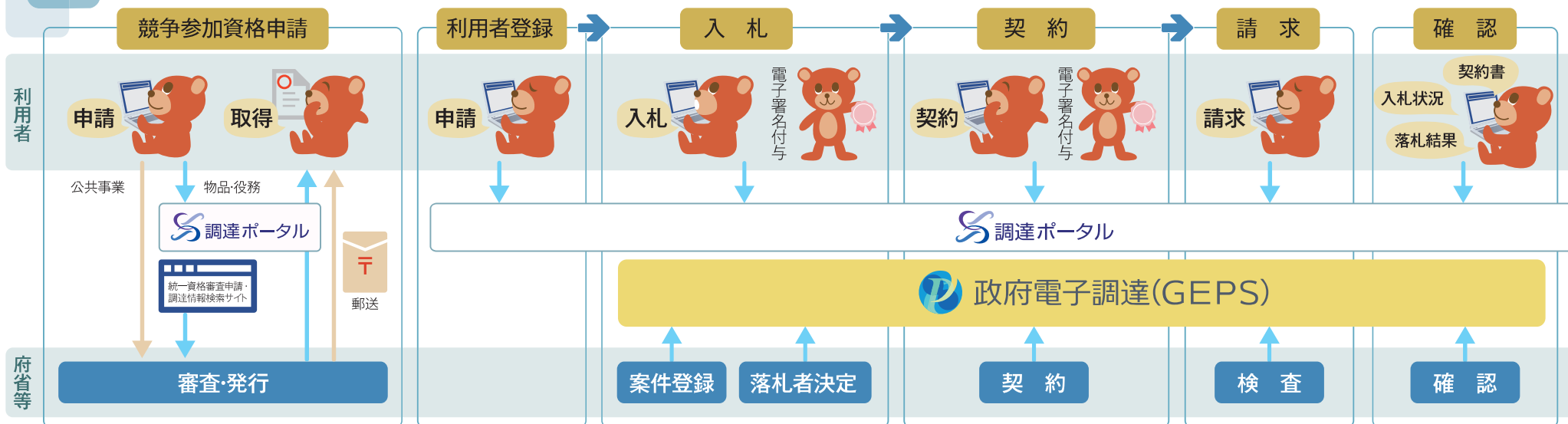
調達ポータルでは調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。  
詳しくは統一資格審査申請・調達情報検索サイトもしくは政府電子調達 (GEPS) サイトをご覧ください。

政府電子調達

検索

内閣官房・内閣法制局・人事院・内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省  
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省・会計検査院・最高裁判所

# 政 府電子調達(GEPS)



## 1 政府電子調達 (GEP) とは

### 政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEP) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

### 窓口を統一

政府電子調達 (GEP) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。  
詳細については、各府省等にお問い合わせください。

## 2 ご利用のメリット

24時間365日 利用可  
(システムメンテナンス時を除きます。)

### 印紙税の削減

政府電子調達 (GEP) 上で締結される契約書については、電磁的記録により作成されたものであり、実際に文書が作成されていないことから、印紙税法上の課税物件が存在しないことになり、印紙税は課されません。

### 移動・郵送費の削減

一連の業務をインターネット経由で電子的に処理できますので、調達窓口への移動に係る交通費や各種書類を郵送するときの郵送料などのコストを削減することができます。

### 保管費の削減

- 契約書等の書類は、システムにアクセスすることで、いつでも参照することが可能です。なお、電子署名とタイムスタンプ (時刻証明) を組み合わせて原本性を保証した上で保管され、その真正性は10年以上保証されます。
- 政府電子調達 (GEP) は、電子帳簿保存法で求められる電子データの保存要件を満たしているため、電子データのまま税務調査に対応できます。さらに、電子契約は電子取引に該当するため、所管税務署の承認は必要ありません。